

第45号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和4年（2022年）9月30日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年中野区教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第29条の4第2項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第2条 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則(平成12年中野区教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「育児休業」を「育児休業法第2条第1項の規定による育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例(平成4年中野区条例第1号)第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業

(中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第5条 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「育児休業」を「育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る子の期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第6条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例（平成4年中野区条例第1号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である

育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から中野区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業等であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。